

グリーン建築推進協議会/古材倉庫 共同企画

日本のスタンダード
「グリーン建築の家」
推進補助事業
(持続可能な循環型住宅)

期間：2011/09/01～2012/4/30

グリーン建築を推進する事業の一環として対象となる住宅を建築されるユーザーに対して補助を行います。

もくじ

- ・グリーン建築の家 基準
- ・推進補助事業要項
- ・申請書類

グリーン建築推進協議会に関して

【グリーン建築の基準】

1. 住宅である事（店舗付き併用住宅含む）
2. 木造住宅である事（在来構法・伝統構法共）
3. グリーン建築推進協議会の定める長期耐用住宅として耐えうるような素材、構法の工夫がある事

※3については、一般社団法人200年住宅再生ネットワーク機構での50年後買取保証システムを基準とし、構造材・内外装・屋根材の3点の基準を満たす必要がある

新築の場合、

- (ア) 構造材が国産材でありグリーン建築推進協議会認定材木店から納入されたもの
- (イ) 構造材が自然乾燥材でありグリーン建築推進協議会認定材木店から納入されたもの
- (ウ) 構造材が上記2点をクリアしたものを60%以上使用している（柱、桁、筋交い、土台などの部位）
- (エ) 上記構造材が（ア）ならびに（イ）の2点を使用して60%以上使用できない場合は築50年以上のヤング係数を測定した古材を使用して60%以上とする（古材は掛け率3倍として計算する事ができる）尚、古材についてはグリーン建築推進協議会認定材木店から納入されたものとする（含水率に関しては現在協議中）
- (オ) 内外装仕上げにおいては内外壁面の総面積の50%以上が、木材、または別途定める仕上材に係わる定義を満たしていること。認定員検査申請時に「使用資材一覧表」並びにメーカー発行の「出荷証明書」に類する書類を提出するものとする。（木材、並びに土などの現地調達材料は除く。）
- (カ) 屋根材に使用する瓦については長期耐用可能な粘土などを使った瓦とし、再利用可能な素材とする。セメント系などの再利用が困難なものは使用しない。使用する資材については、グリーン建築推進協議会にて推奨するものとする。
- (キ) 屋根材に鉄板などのリサイクル可能な素材を使用する場合にはリサイクルの方法と経路をユーザーへ説明をおこなう必要がある。使用する資材についてはグリーン建築推進協議会にて推奨するものとする。

推進補助事業 要項

【趣旨】

2011年2月17日に発足し7ヶ月各地でグリーン建築を推進して頂いており、一般のユーザ様に対してグリーン建築を認知して頂き、古材利用を手軽におこなって頂く補助事業です。

【内容】

古材1棟分プレゼント（各都道府県1棟 ※抽選になります。）

【募集期間】

2011年9月1日～2012年4月30日

【当選者発表】

2012年5月31日（古材の日）

※当選者へは発表後、古材代金を古材倉庫より全額補助致します。

【応募条件】

1. 施工業者・使用木材等、グリーン建築推進協議会の基準に満たす事（グリーン建築の家認定が必要）
2. 提供された古材が見える部屋を1室以上設置する住宅等
3. 建設中、グリーン建築推進協議会より貸し出されるノボリ等を設置するとともに、構造見学会等を行うなど、PRに協力することができる住宅
4. 完成後、アンケートに答えるなどモニター協力ができる住宅
5. 建築基準法及びその他関係法令（用地等も含む）を遵守して建築する新築住宅

【申込方法】

1. 古材交付申請書
 2. 設計図面
 3. グリーン建築認定各申請書
- 上記の書類の添付が必要です。

古材交付申請書

年 月 日

グリーン建築推進協議会 会長 様

【施主】

住 所
氏 名

㊞

グリーン建築の家促進推進事業の古材交付を申請します。

建築予定地	〒
建築予定期間	
上棟予定年月日	
施工予定者	
備 考	(その他適用を受けている補助事業名:)

注)

裏面「確認書」の内容を確認して下さい

○添付書類・・・建築予定地を示した地図

設計図面（木材の使用箇所を示す図、平面図、立面図等）

グリーン建築の家各申請書類

※グリーン建築推進協議会の基準に準ずる事

(裏面)

「グリーン建築の家促進推進補助事業」の申請にあたっての確認書

「グリーン建築の家促進推進補助事業」の申請にあたり、次の1～3に掲げる条件に異議ないことを確認します。

1. 提供される柱材の種類、数量

①構造材が国産材でありグリーン建築推進協議会認定材木店から納入されたもの

2. 建築される住宅等に関する条件

①施工業者・使用木材等、グリーン建築推進協議会の基準に満たす事（グリーン建築の家認定が必要）

③提供された柱が見える部屋を1室以上設置する住宅等建設中、グリーン建築推進協議会より貸し出されるノボリ等を設置するとともに、構造見学会等を行うなど、PRに協力することができる住宅

④完成後、アンケートに答えるなどモニター協力ができる住宅

⑤建築基準法及びその他関係法令（用地等も含む）を遵守して建築する新築住宅

3. その他

①本事業は、古材代金を補助するものであり、グリーン建築推進協議会は建築に関する一切の責任を負わない。

②住宅基準はグリーン建築推進協議会の基準に準じておこなう。

(注) 大工・工務店等施工業者とともに十分ご確認下さい。

年 月 日

【申請者】

郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

【認定施工業者等】

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

ファックス

※協議会認定の施工店、材木店を随時募集中です。
認定に関しては下記までご連絡下さい。

グリーン建築推進協議会

事務局：一般社団法人200年住宅再生ネットワーク機構 担当：河野、石川

愛媛事務所：愛媛県松山市南吉田町2821-4

TEL 089-968-7723 / FAX 089-968-7787